し法創関林さ連動第にり十業令十一 て第出す漁れ携の二規、五・(二条 付 県け 改 後 し法創関林さ連動第にり十業令十一(て第出す漁れ携の二規、五・(二条貸 林三法る業る促促項定林号木昭号 付 るところに 法三 行 ほ規号林資 行 以·助 (以・助 平下木成 でよ。のび規三業織営規一平下木成 でのび規三業織営規十大大 事り以農に定十者すむ規十政産の 者読下林地に八とる者則五令業昭 等み「水域トセの日 の年 等み「水域よ号の団(の年」改和 一替農産資り。連体政定農と善五 て 用

にれ事進た適工業一一に第び施第

対る業に農用等活条項よ五林行四

う務 県て 行は 付 う け 対法林 条事産の 務項 に 必規 要定 なす 資る 金融 資木ける。 。 以 関産 下 「 県 以 改 貸下善 付 金融金の と機質付 う。 一け اځا

付 澋 期

「一るる創改」 りの措出善貸条貸 置法措付 一県及び融資機関の貸 で会か。以下「林業 活第十条第一項の規定 措置(農商工等連携促 措置(農商工等連携促 措置が、という。)は、 は で必要な次に掲げる資・ げる資金とする。 林業・木材産業改善規定により林業・大規定により林業・大規定進法第十三条第6、法第二条第一項 法第し 付 不材産業改善措置」という。)を実より林業・木材産業改善措置とみな伝第十三条第一項又は農林漁業者新二条第一項に規定する林業・木材付ける林業・木材産業改善資金(短期間等) 実な新産以 すれ業業下

4 十に二必

資

従 \equiv 9 事条受 十者 等貸格) 略る。 貸 け を受ける資 格 を 有するも 0 は、 次 に 掲 げる 林

一に以一工う (掲下項等。 5 掲下項等 4 格略 ・ は、法第二条第 ・ は、法第二条第 ・ は、法第二条第 ・ 本材産業 ・ 本材産業 ・ 本材産業 ・ 本材産業 三第る度 業業 措材一に・償 置産項規木還 <u>ー</u>と 業又定材期 置漁業善 と業・資み者木金 を で実施するのになっている指標を実施するのではされる指標できまります。 置法措付 を第置金含十つ 必 要 なむ条農 لح 。第商い 次

5 4

業

| (借受資格) | (借受資格) 付 け を受ける資格 を 有 するも 0 は 掲 げ る 林

業

知事は、林業・木材産業改善資金に係い。 し、又は連帯保証人を立てなければからの借受者(政令第五条各号に掲げない。)は、借用証書(第五号様式ない。	する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。	2 知事は、前項の貸付申請書の提出があつたときは、速め申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。ものは、前条第一項の貸付資格認定申請書を提出する際、「県による貸付け)	国書」という。)を添え、知事に提出しなければならない 画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない 画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない 画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない	計画(以下「改善計画」という。)を記準用する場合を含む。)に規定する林業申請書(第一号様式)に法第七条第一項条(貸付金の貸付資格の認定を受けよう貸付資格の認定)	2 略 改 正 後
る債権を保全するため必要 Note that the text of the	該申請者に通知書 (第四号様) (第四号様) (第四号様) (第四号様)	たときは、速やかに前条第 除く。)に対し、担保の提供を求めることがある。ればならない。 は、貸付金の貸付けを受けようとするもの(政令第五条に定める者をを提出する際、併せて貸付 第五条 知事は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときの貸付けを受けようとする (担保)	その旨を当該申請者に通知するとのとし、貸付金の貸付資格の認定を行うことをの貸付資格の認定を行うこととの貸付資格の認定を行うこととの貸付資格の認定を行うこととのとし、貸付金の貸付資格の認定を行うこととがあつたときは、速やかの提出があつたときは、速やかしなければならない。	載した書面(以下「改善計 むものとする。 (法第十二条第二項におい を除く。)は、連帯保証人の保証債務には、第十六条に規定する違約金を含とするものは、貸付資格認 第四条 貸付金の貸付けを受けようとするもの(政令第五条に定める者とするものは、貸付資格認 第四条 貸付金の貸付けを受けようとするもの(政令第五条に定める者	2 略 現 行

	て融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの(以下9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受け
	とする。
	は、県貸付金の支払を受けようと
	木材産業改善資金の貸付けをしない旨を当該申込者に通知しなければし、県貸付金の貸付けをしない旨の決定の通知を受けたときは林業・
	者貸付決定通知書(第九号様式)により当該申込者に関に 前項の県貨付金貨付決定通矢書による通矢を受け
	・
	ものとし、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を賃付金賃付送気道弁書(登月号本記)により言属資本間に近知され
	「「対仓貸付や巨重印書(育し号兼弋)こより当亥融資幾周こ重印計5」「5」知事は、前項の規定により県貸付金の貸付けの決定をしたときは県
	貸付けの決定を行うものとする。
	ていた。 見覚けをり貸けけを守りにこと適当に恐めることは、見覚し 知事は、前項の県貸付金貸付申請書の提出があつたときは、速やか
	ければならない。
	資寸申请書(第七号策式)こ第一頁の昔入申込書の写しを忝え、印事 3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、県貸付金
	改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。
ない。	貸付金の貸付資格の認定の審査の結果を当該申込者が林業・木材
牧善計画書」という。)を添え、知事に提出しな足する林業・木材産業改善措置に関する計画を記	て、知事は、第四条第三語書を知事に提出しなけ
漁業者新事業創出法第十条第一項の規定により適用され	、当該借入申込書の写しを添え、第四条第一項に定めると
式)に法第七条第一項(農商工等連携促進法第十三条第一条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、貸付申請書	るものは、借入申込書(第六号様式)を融資機関に提出するととも 第六条 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとす
(貸付けの申請)	(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)
	る違約金を含むものとする。
	前項の連帯
	証人の追加又は変更を求めることがある。 があると認めるときは、当該県からの借受者に対し、担保又は連帯保
現行	改正後

	第七条 知事は、貸付金の貸付金の貸付金の貸付金の貸付資格のがませ、貸付金の付金の買付資格のは、当該借受者(当該借受者のごのでは、当該のでは、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は	o 他貸付けの条 機関は、知 を を る の を 機関は、知	11 融資機関は、次に掲 一 林業・木材産業改 一 林業・木材産業改	してはならない。 株関は、当該貸付 砂善資金の貸付け	ればならない。 貸付けに係る契約を 「融資機関からの借
	であの借受者及び融資機をの借受者又は融資機の認定を取り消すものとなくなったと認めるとなくなったと認めるとなくなったと認めるとないが、	なければならない。 業務及び資産の状況に関し 業務及び資産の状況に関し まが当該融資機関に対する はの適正な実施を図るため	産業改善資金の貸付けの業務産業改善資金の貸付けの業務	。	を借受者借用証書(第十二号様式)借受者」という。)との林業・木材でである。 との林業・木材でである。
	機関)に通知するものとす僧受者である場合にあつて消したときは、その旨を当する。	報告を求めたときは、遅ば付けに係る債権の保全の目的に使用してはなら	の遂行が困難となつた場の遂行が困難となつた場	さの場合において、融資 この場合において、融資 にの場合において、融資	 美・木材産業改善資金の
貸付けの決定を取り、	2 第				
の決定を取り消すことがある。)が借入申請に際し虚偽の申立てをしたと認めるときは、知事は、貸付けの決定の通知を受けたもの(以下「借受者けの決定の取消し)	の貸付申請書の提出がある。 大り当該申請者に通知される。 定により貸付けの決定を定を行うものとする。 定により貸付けの決定を だうかを審査し、貸付は どうかを審査し、貸付は とする。 というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがを審査し、貸付は というがと審査し、貸付は というがと審査し、貸付は というがと審査し、貸付は というがと審査し、貸付は というがと審査し、貸付は というがとのとする。				現行
したと認めるときは、当該にもの(以下「借受者」と	る。 (貸付けの決定) (貸付けの決定) (貸付けの決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとするか、前項の規定により貸付けの決定をしたときは貸付決定通知るときは貸付けの決定を行うものとする。 の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことを適当と認めるときは貸付けの決定を行うものとする。 るときは貸付けの決定を行うものとする。 (貸付けの決定をしたときは、速やかに法 (貸付けの決定)				

て、必要な変更等の勧告をすること。	て、必要な変更等の勧告をすること。
 に知事が別に定める事業実施報告書を添え、知事に提出しなければな 信受者は、事業完了後三十日以内に事業完了報告書(第五号様式)	書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。書の写しを添え、知事に提出しなければならない。
長することがある。	、前項の規定により事業の完了に係る期間の延長をしたと、前項の規定により事業の完了に係る期間の延長をしたといまで、「は、大いでは、当該改善計画書における当該事業の完了までにあつては、当該改善計画書における当該事業の完了までにあっては、当該改善計画書における当該事業の完了までの交付後三箇月以内 (三箇月以内に完了することが見込まからの借受者又は融資機関からの借受者は、林業・木材産了及び事業完了報告)
提出してその承認を得なければならない。加えようとするときは、貸付変更承認申請書(第四号様式)を知事に第十条 借受者が貸付申請書又は改善計画書の記載内容について変更を(申請事項の変更)	
ない。	改 正 後

(繰上償還の申出)	(任意の繰上償還の申出)
	受者に通知しなければならない。 一定ときは貸付金の償還方法の変更をしない旨を当該融資機関は、前項の県貸付金債還方法の変更をしない旨の決けたときは償還方法変更決定通知書により当該融資機融資機関は、前項の県貸付金償還方法変更決定通知書
	の決定をしてときはその言を当変融資幾関こ重印するものとする。 一般資機関に通知するものとし、県貸付金の償還方法の変更をしない旨ときは県貸付金償還方法変更決定通知書(第十八号様式)により当該ときは、前項の規定により県貸付金の償還方法の変更の決定をした認めるときは、県貸付金の償還方法の変更の決定をした。
	、原のなどでは、人間がなり質問うででは、近くでであります、前項の県貸付金償還方法変更申請書の提出があつた法変更申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。やかに、県貸付金償還方法変更申請書(第十七号様式)に当該融資機関は、第一項の償還方法変更申請書の提出があつたとき
	したときはその旨を当該県からの借受者に通知するものとする。者に通知するものとし、貸付金の償還方法の変更をしない旨のは償還方法変更決定通知書(第十六号様式)により当該県から知事は、前項の規定により貸付金の償還方法の変更の決定をし
	貸付金の償還方法の変更の決定を行うものとする。査し、貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めると事は、前項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速や機関に提出しなければならない。
	を除く。)を申請しようとする県からの借受者又は融資機関からの借条及び第十六条の規定に該当することによる貸付金の償還方法の変更第十一条「貸付金の償還方法の変更(前条ただし書、第十三条、第十四(償還方法の変更)
借受者はいつでも繰上償還をすることができる。経過後の期間において均等年賦払の方法によるものとする。ただし、あつては一時払、その他の貸付金にあつては償還期間のうち据置期間第十三条「貸付金の償還方法は、貸付金の償還期間が一年以内のものに(償還方法)現	ことができる。

改 Œ. 後

に、県貸付金繰上償還申出書(第二十号様式)に当該繰上償還申出書、融資機関は、前項の繰上償還申出書の提出があつたときは、速やか式)を当該貸付けを行つた貸付機関に提出しなければならない。の借受者又は融資機関からの借受者は、繰上償還申出書(第十九号様十二条 第十条ただし書の規定により繰上償還をしようとする県から 第

2 しを添え、知事に提出しなければならない。県貸付金繰上償還申出書(第二十号様式)に

 \mathcal{O}

写しを添え、

事 業

十三条 ば結 果 ならない。 (資付金に余剰が生じた場合には、速やかに繰上償還をしなけれ、 関からの借受者又は融資機関からの借受者は、事業の実施の の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還)

2 領 ばならない。 したときは、 融資機関は、 速 前 やかに県貸付金繰上頃の規定による繰上 一償還 償還により貸付金の 申 出 書を知 事に 提出 償還金を受 「しなけ

第 つでも貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることがあの各号のいずれかに該当する場合には、第十条の規定にかかわらずい十四条「貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が次(期限前償還)

- 用したとき。
- 貸付申請書その他貸付機関に提出する書貸付金の償還金の支払を怠つたとき。貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用 類に 虚 温偽の 記載をしたと

六 貸付金の貸付けの条件に違反したとき。 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は勧告に従わなかつたとき。五 第九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、四 貸付金の貸付資格の認定を取り消されたとき。 調 杳

- ŋ 前償還によ
- 3 でも県貸付 も県貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすること知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の償還金を受領した場合に準用する。前条第二項の規定は、融資機関が前項の規定による期限前償還 ることが V あつ
- 県貸付 金を貸付け 0 目的以外の 目 的に使用したとき。
- いよ る貸付 たことによ 県 /貸付 :金の償還を第十六条第一項の規定により支払の猶予をして:金の償還金の支払を怠つたとき(融資機関からの借受者に ŋ 融資機 関 が 県 介貸付 金 0) 償 還 を 償 還 期 日 ま でに行 う

いは十 、繰上償還申出書四条 前条ただし 書 (第六号様式) 0) 《六号様式)を知事に提出しなければなら規定により繰上償還をしようとする借受 現 な者

限前償還の請求をすることがある。第十三条の規定にかかわらずいつでも貸付金の一部又は全部につ第十五条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合に(期限前償還) きは、

期

- 0 目 的 に 使 用 L たとき。
- 三二一
- 貸付申請書その他知事に提出償還金の支払を怠つたとき。貸付金を貸付けの目的以外の 出 す る 書 類 に 虚 偽 の記 載をしたとき。

兀 Ŧī. 貸付けの条件に違反したとき。査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は第十二条の規定による報告をせず、 勧告に従わなかつたとき。若しくは虚偽の報告をし、 調

(支払の猶予)	る。	関への支払の当日までの日数を当該違約金の計算に係る日数から控除は、当該支払期日の翌日から当該融資機関からの借受者による融資機の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかつた場合にの猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかつた場合に機関からの借受者による貸付金の償還を次条第一項の規定により支払機関からの借受者により計算した違約金を徴収する。ただし、融資支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、融資する。	型子にも用限的質量として、全質とでなったようとない。 4 知事は、融資機関が支払期日に県貸付金の償還金又は前条第三項のの償還を支払期日までに行つているときは、この限りでない。 速やかに県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金速やかに県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金での日数により計算した違約金を徴収する。	合をもつて当該請求に係る貸付金の貸付けを受けた日から支払当日まは、当該請求に係る貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割れる場合において、同項の規定により期限前償還の請求をするとき項一号又は第三号に該当することについて当該借受者の故意が認めらせ、資付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が前条第一2	計算した違約金を徴収する。 セントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数によりでき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パーがき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パー払期日に貸付金の償還金又は前条第一項の規定による期限前償還をす第十五条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が支属。(違約金)	四 県貸付金の貸付けの条件に違反したとき。とき。	
(支払の猶予)				けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る貸付金の貸付けを受償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の金額につき年十二該借受者の故意が認められる場合において、同条の規定により期限前2 知事は、借受者が前条第一号又は第三号に該当することについて当	の日数により計算した違約金を徴収する。二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日まで限前償還をすべき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十第十六条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は前条の規定による期(違約金)		現

場合 は、その団体を構成する個人を含む。)が、災害を受けた る場合には、その団体を構成する個人を含む。)が、災害を受けた ついらの借受者又は融資機関からの借受者(そのものが団体であるときは、第十条の規定にかかわらず、申請に基づき、その償還金の 一部又は全部の支払の猶予をすることがある。 一部又は全部の支払の猶予をすることがある。 単一 県からの借受者又は融資機関からの借受者が次の十六条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が次の出土が、

る場合に を一に、

2 まを ŧ でに当該貸付 添 0) 前 は、支払猶予申請書(第二十一号様式)にその理由を証する書類項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予を申請しようとする一にする親族の死亡、疾病又は負傷があつた場合には、その団体を構成する個人)又はその者と住居及び生計県からの借受者又は融資機関からの借受者(そのものが団体であ合 ない。

3 は、貸、 知事 貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。 貸付金の償還金の支払の猶予をすることを適当と認めるときは、前項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審 項の支払猶予申請書の提出があつたときは、付けを行つた貸付機関に提出しなければなら

し通た たときはその旨を当該申請者に通知するものとする。知するものとし、貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をときは支払猶予決定通知書(第二十二号様式)により当該申請者に知事は、前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予の決定をし

5 請か に、県貸付金支払猶予申請書(第二十三号様式)に当該支払猶予申融資機関は、第二項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速や 書

るめや るとき カン 知 がに審査し、県貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする事は、前項の県貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、速1の写しを添え、知事に提出しなければならない。

る な 該 し 。 い 融 た い旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知する、融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還金の支払のたときは県貸付金支払猶予決定通知書(第二十四号様式)知事は、前項の規定により県貸付金の償還金の支払の猶予 うるも るものとす により当 とし

償償た 還 金 O) 支払 \mathcal{O} 猶予前 決項 猶 子 をし を定通県 な 旨を当 より 決定のは 払 該 当 猶 申請者に通知しなければならなどの通知を受けたときは貸付金の1該申請者に通知し、県貸付金の1分別での通知を受けたときは貸付金の1分別で通知書による通知を受け

現

人を含む。)が、災害を受けた場合 一 借受者 (そのものが団体である場合には、その団体を構成するです。ことがある。 ですることがある。 その償還金の一部又は全部の支払の猶ず、借受者の申請に基づき、その償還金の一部又は全部の支払の猶ず、者受者があると認めるときは、第十三条の規定にかかわる。 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の第十七条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の第十七条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の第二十七条 予ら償

個

傷があつた場合人) 又はその者と住居及び生計を一にする親族の二 借受者 (そのものが団体である場合には、その 死 団 一位、を 疾病又はな 負個

らない。 「お書類を除く。)は、全て所轄の地域県民局長を経由しなければな 第十八条 この規則により知事に提出する書類(融資機関が知事に提出 (書類の経由)	る。			い。 改正後
県民局長を経由しなければならない。第二十一条 この規則により知事に提出する書類は、すべて所轄の地域(書類の経由)	部を青森県森林組合連合会に委託することができる。 めつける処置、期限前償還の決定並びに支払の猶予の決定を除く。)の一付申請書及び改善計画書の記載内容の変更の承認、第十二条の規定に第二十条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定及びその取消し、貸年務の委託)	(支払の猶予の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは支払猶予申請書に通知するものとし、支決定通知書(第八号様式)により当該申請者に通知するものとし、支決定通知書(第八号様式)により支払の猶予の決定をしたときは支払猶予申請書の提出があつた場合においてるものとする。	に知事に提出しなければならない。 え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前まで受者は、支払猶予申請書(第七号様式)にその理由を証する書類を添第十八条 前条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借(支払の猶予の申請)	現 行